

消防法による命令の公告

令和7年6月4日

消防法（昭和23年法律第186号）第5条の3第1項の規定による命令をしたので、同条第5項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市安佐南消防署長 桑原 康

- 1 防火対象物の所在地
広島県広島市安佐南区古市二丁目26番38号
- 2 防火対象物の名称
株式会社八紘（工務部）
- 3 命令を受けた者の氏名
株式会社八紘
代表取締役 庄田 朋幸
- 4 命令年月日
令和7年6月3日
- 5 命令事項
上記防火対象物1階に貯蔵されている危険物を令和7年6月9日9時00分までに除去すること。